

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(東京都担当部会)**

**令和2年10月22日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 2件

**国 民 年 金 関 係** 1件

**厚 生 年 金 保 険 関 係** 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000320 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000030 号

## 第1 結論

平成2年\*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年\*月から平成3年3月まで

私は、20歳の誕生日に母から呼ばれ、年金を納めることの重要性を説明され、社会人になるまでの間、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれるということになった。母が請求期間の保険料を納付してくれていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成2年\*月頃にA県B市において、母親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、オンライン記録によれば、請求者が平成5年4月に転居したC市を管轄するD社会保険事務所（当時）において、請求者の国民年金被保険者資格の取得処理が同年7月20日に行われていることから、同年7月頃に払い出されたことが推認できる上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、当該国民年金番号とは別の国民年金番号が請求者に対して払い出されたことを確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成5年7月頃にC市で初めて行われたと考えられ、請求者の主張と符合しない。

また、請求者は、請求期間当時、短期大学の学生（以下「短大生」という。）であったと陳述しているところ、短大生が国民年金の強制加入対象となったのは平成3年4月1日からであり、請求期間当時は、本人の申出により任意加入被保険者となることができたが、任意加入被保険者の資格取得年月日は、その申出日とされていたことから、請求期間については、制度上、上記加入手続時点では、遡って被保険者となることのできない国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、請求期間の保険料を納付したとする請求者の母親は既に亡くなっています、その証言を聴取することができ

ないため、請求者の母親が、請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことをうかがわせる陳述が得られない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2000045 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000068 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から昭和 53 年 1 月 1 日まで

B 市 C 区 D にあった A 社でトラックの運転手として勤務した請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が、請求期間において勤務していたとする A 社の所在地を管轄する法務局に照会したところ、事業所名称を E 社とする商業登記を確認することができるものの、当該事業所の代表取締役の所在が不明であることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、A 社は F 社の子会社であった旨陳述しているところ、同社は、関連会社のデータベースにおいて請求者が記憶する会社名は確認できない旨陳述している。

さらに、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、E 社が厚生年金保険の適用事業所となつた記録は確認できない。

加えて、請求者は、複数の同僚を記憶しているものの、姓のみの記憶であることから住所を確認できず、照会することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。